

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年10月12日開催 全国地方銀行協会／

令和4年10月13日開催 第二地方銀行協会]

1. 事業者支援について

- 今週(10月11日)から全国旅行支援が始まり、水際対策が緩和されるなど、コロナ禍から経済活動の正常化に向けた動きが進む一方で、原材料価格の高騰や円安によって物価が上昇し、事業者支援は経済対策においても重要な課題となる。
- 地域経済の回復・成長に向けては、地域金融機関による事業者の実情に寄り添った支援が不可欠である。先般公表された「中小企業活性化パッケージNEXT」に盛り込まれた施策も活用いただきながら、事業者支援により一層効果的に取り組んでいただくよう、改めてお願いする。

2. 経営改革について

- 地域金融機関が地域経済の回復・成長に貢献していくためには、経営基盤を強化し、持続可能なビジネスモデルを確立していただくことが重要である。
こうした観点から、金融庁としても様々な環境整備をしており、最近も、銀行持株会社の設立や、経営統合に向けた動きなどがみられる。
- 独占禁止法特例法や預金保険機構による資金交付制度など、いくつかの施策は時限措置であり、これまで以上に時間軸を意識して、必要な経営改革を着実に進めていただく必要があると考えており、金融庁としては、経営トップと個別に対話をしていきたいと考えている。
- また、こうした経営改革を支えるのは、株主や取締役会によるガバナンス、そして各金融機関の人的基盤である。金融庁としては、こうした点について、各層の役職員や社外取締役の方とも対話を行っていきたい。

3. リテールビジネスのあり方について

- リテールビジネスのあり方について、先般、岸田総理はニューヨークの講演で、「資産所得倍増プラン」を優先課題として掲げ、NISAの恒久化についても言及された。金融庁では、この機会を活かし、長期・積立・分散投資の促進など、国民の安定的な資産形成により一層取り組んでいきたい。
- こうした中、金融機関においては、顧客のニーズやライフプランに合った適切な金融商品・サービスの提供をはじめとして、顧客本位の業務運営に取り組むことが極めて重要である。
- 一方、9月26日の金融審議会では、顧客本位の業務運営に関する取組みは進展しつつあるものの、いまだ道半ばとの意見も聞かれた。足元、主要行や地方銀行の一部で、仕組債の新規販売を停止する動きもあるが、この仕組債の問題は、一例に過ぎないとも考えられる。
- 各金融機関においては、「顧客の最善の利益の追求」や「顧客の安定的な資産形成」のためにどう取り組むかについて、経営トップのリーダーシップのもとで、しっかり議論いただき、それを営業現場まで十分に浸透させることが重要である。

4. 有価証券運用について

- 有価証券運用について、現在、金融市場では金利や株価を始め、不安定な動きが続いている。こうした中、多くの金融機関では、保有する有価証券の評価損の拡大がみられており、金融庁としては、各行の有価証券運用の状況や対応方針などについて、高い関心を持って注視している。
- 経営トップには、自行の有価証券運用の状況や課題を的確に把握し、課題が見受けられる場合には速やかに態勢強化を図っていただきたい。

5. 昨今の金融市場の動きを踏まえた対応について

- 昨今の国際的な金融市場の動向をみると、米国をはじめとする各国中央銀

行が金融引き締めを加速化させている中、極めて、ボラティリティの高い状況が続いている。こうした市場環境を踏まえ、2点申し上げたい。

- まず1点目は、外貨調達に関してである。海外での外貨調達コストの更なる上昇リスクも踏まえ、邦銀が、外貨調達の量や期間、それに伴うコスト負担について計画し、どのようなリスクがあるかしっかりと認識することが重要と考えている。
- 2点目は、有価証券運用に関してである。昨年来の外貨金利の上昇で外国債券の評価損が拡大した銀行も存在しており、そうした銀行においては、リスク管理上の課題の有無について十分に振り返りを行うことが重要と考えている。
- いずれにせよ、金融市場はコロナショック以来の不安定・不透明な状況となっており、予断を持つことなく、それぞれのビジネスモデルを踏まえてリスク管理に努めていただきたい。

6. 仕組債の販売停止に係る対応について

- 国民が安定的な資産形成を行うためには、金融機関による顧客本位の業務運営を確保することが欠かせない。
- 仕組債については、複雑な商品性を踏まえ、これまで、顧客説明や顧客ニーズの確認等に改善余地があるといった問題意識を示してきたところであるが、足元、主要行や一部の地銀において、安定的な資産形成を目指す顧客に仕組債を販売することが適切なのか自ら検証し、仕組債の新規販売を停止するといった動きがあると承知している。
- こうした動きは、顧客本位の業務運営の確立に向けた取組みとして望ましいものと考えられる一方、仕組債で提起した課題は、例えば、外貨建て一時払い保険や新興国通貨建債券、仕組預金等の他の商品にも当てはまり得るものと考えている。
- このため、金融庁としては、仕組債に限らず、
 - ・ 顧客の最善の利益を追求する商品性となっているのかといった点を踏ま

えて、組成・販売を行うべきか検討しているか、

- ・ 顧客が負担するコストの透明性を含め、どのような説明をすれば顧客の真のニーズを踏まえたものとなるのか検討しているか

といった点について広く検証していく考えである。

- なお、仕組債の販売停止や取扱いの変更を行った金融機関に対しては、当該金融機関における顧客本位の業務運営に関する方針をより深く理解するため、そうした結論に至った検討内容や検討態勢について、確認していきたいと考えている。
- 銀行・証券会社の経営陣におかれては、仕組債に限らず、顧客に提供するリスク性金融商品について、率先して、顧客本位の業務運営の原則に立ち返った検証を自発的に行う組織態勢を確立していくことを期待する。

7. フィッシング対策の強化について

- 金融機関を騙ったフィッシングサイトが複数立ち上がるなど、フィッシング攻撃が活発化しており、2022年8月下旬以降、インターネットバンキングにおいてフィッシングによるものと推察される不正送金の被害が急増している。
- こうした状況を踏まえ、金融庁は、警察庁と連携し、ウェブサイトやTwitterにより、利用者に向けてフィッシングへの注意喚起（9月22日）を行うとともに、各金融機関に向けてフィッシング対策の強化を求める要請（9月30日）を行ったところ。
- 各金融機関においては、これまでもフィッシング対策の強化を推進してきたものと承知しているが、フィッシングの手口がますます巧妙化している状況を踏まえ、改めて、自組織におけるフィッシング対策の有効性を点検のうえ、更なる強化に取り組んでいただきたい。

8. マネロン対策等に関する半期フォローアップアンケートについて

- 各金融機関で進められているマネロンリスク管理態勢の整備状況について確認するため、昨年同様、各金融機関にフォローアップアンケートを送付した。
- 2024年3月末までの態勢整備の期限まで残り約1年半となっている。金融庁としては、各金融機関の取組状況を適切に把握したいと考えており、9月末時点の態勢整備状況について、回答に協力いただきたい。

9. 事業者支援について

- 足元、食料品やエネルギー分野を始めとする物価高等で、依然として資金繰りに苦しんでいる事業者がいる一方、政府の水際措置の見直しに伴う観光客の増加等を見据えた前向きな取組みへの資金需要が増加するなど、必要となる支援に変化がみられている。
- こうした中、一部の事業者からは、金融機関の融資姿勢について、「効率的な返済に向けて、借換を検討しても、融資残高を理由に金融機関から断られる」「政府系金融機関からメインバンクとの協調融資を求められるが、メインバンクから『協調融資の枠』を理由に断られる」といった声が寄せられている。
- 政府においては、「中小企業活性化パッケージ NEXT」により経済環境の変化を踏まえた資金繰り支援の拡充を図っているところ、各金融機関におかれては、こうした施策を活用しつつ、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等の事象のみで機械的・硬直的に判断せず、官民金融機関等が密に連携し、事業者に最大限寄り添ったきめ細かな支援を現場の第一線まで徹底していただきたい。

10. 有価証券運用に係る態勢強化について

- 足元、外貨金利の一層の上昇等により、多くの地域銀行では保有する有価証券の評価損拡大が見られている。
- 9月の意見交換会においても触れたが、市場変動によって評価損が生じる

ことは必ずしも問題とは言えないが、その過程において、経営陣による対応の内容や時期などにより評価損の表れ方に差異が生じていることが窺えた。

- まずは、各行の経営トップには、有価証券運用について、短期的な利息配当金や当期の決算など収益面だけでなく、市場変動の影響などのリスクや資本とのバランスが取れたしっかりとした考え方を持っていただきたい。
- その上で、経営トップがリーダーシップを発揮して、市場見通しに甘さはないか、経営体力や管理態勢に見合ったリスクテイクとなっているか、急激な金利上昇等を想定した備えは十分か、有事に迅速に意思決定・対応を行える態勢となっているかなど、年初来からの金利上昇時の経験も糧として、自行の有価証券運用に係る態勢を改めて確認いただき、不足と感ずる場合には急ぎ、態勢の強化を図っていただきたい。

11. 令和4年台風第14号・15号に伴う災害等に対する金融上の措置について

- 令和4年台風第14号及び15号による災害により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の台風に伴う災害等に対し、九州地方全域、山口県、高知県及び静岡県に災害救助法が適用され、これを受け、管轄する財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 要請地域で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

自治体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
○令和4年台風第14号			
鹿児島県	9月17日 (9月17日)	九州財務局	9月20日
福岡県	9月18日 (9月18日)	福岡財務支局	9月20日
熊本県	9月18日 (9月18日)	九州財務局	9月20日
長崎県	9月18日 (9月18日)	福岡財務支局	9月20日
宮崎県	9月18日 (9月18日)	九州財務局	9月20日
佐賀県	9月18日 (9月18日)	福岡財務支局	9月20日

大分県	9月18日（9月18日）	九州財務局	9月20日
山口県	9月18日（9月18日）	中国財務局	9月20日
高知県	9月18日（9月18日）	四国財務局	9月20日
○令和4年台風第15号			
静岡県	9月23日（9月24日）	東海財務局	9月26日

注：内閣府公表日順

12. マイナンバーカードの普及と利活用の促進について

- マイナンバーカードの普及と利活用の促進について、協力いただき感謝申し上げます。

政府では本年度末までにマイナンバーカードが「ほぼ全国民に行き渡る」ことを目標に掲げ、普及と利活用の促進を強力に推進している。

- 2022年10月公表のデジタル庁の調査（第5回調査）によれば、業種別のマイナンバーカード取得率は、全業種で64.3%であるところ、銀行業は67.3%との結果であるが、今後更なる取組が必要不可欠である。

金融庁としても、政府目標の達成に向け、各金融機関における取得率や取組状況をより詳細に確認していくことを考えている。

（参考）第5回（2022年8月26日～9月2日）調査における金融関連の業種の取得率

全体の取得率：64.3%

補助的金融業等：73.8%（7位）

金融商品取引業・商品先物取引業：68.3%（16位）

保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）：67.3%（20位）

銀行業：67.3%（21位）

貸金業、クレジットカード等非預金信用機関：62.4%（64位）

協同組織金融業：60.9%（73位）

- マイナンバーカードの普及促進に向け、
- ・ 市区町村の実施する出張申請サービスの利用
 - ・ 申請のとりまとめなど、取得についての組織的なサポート
 - ・ 取得のメリットの社内周知や、入社時における取得に係る周知
- などの取組を実施している金融機関もあり、こうした取組事例を参考にしつつ、更なる取組に尽力いただきたい。

13. REVICareer(レビキャリア)の給付金の給付要件等の緩和について

- 10月4日、REVICareerの給付金の給付要件等を緩和した。
- 具体的には、金融機関からの要望も踏まえ、
 - ・ 転籍者の年収要件の下限を、年収600万円から500万円に引き下げ
 - ・ 転籍者の雇用契約等の期間を、最低2年以上から1年以上に短縮したほか、実績報告手続の簡素化などを行った。
- これにより、給付金支給の対象となる人材仲介案件の裾野が拡がり、REVICareerが一層利用しやすくなったと期待している。
- 各金融機関においては、地域企業より寄せられた経営人材ニーズに応じていくにあたり、引き続き、REVICareerの活用も検討いただきたい。

14. 「経営者保証に依存しない融資に関する取組状況～金融仲介機能の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)～」の公表について

- 「経営者保証に依存しない融資に関する取組状況」については、「金融仲介機能の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)」として、主要行等及び地域銀行に対し、半期ごとに取組実績の公表をお願いしている。
- 金融庁においては、取組みを後押しする観点から、各行が公表した実績をとりまとめてウェブサイトで公表しており、10月4日、2021年度下期分(10月～3月)を公表した。
- KPIの結果は、各行の営業姿勢だけでなく、顧客の規模・特性等にも影響されると考えているが、各行においては、不動産担保や経営者保証に依存しない融資について、引き続き取り組んでいただきたい。

15. 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託導入状況に関するアンケート調査
結果の公表について

- 「後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の各金融機関への導入状況」について、2022年3月末を基準日としてアンケート調査を実施し、その結果を2022年9月9日に公表。
- アンケート調査の結果、全預金取扱金融機関の個人預貯金残高ベースの割合で約69%が導入済となっており、引き続き、導入に向けた取組みが進んでいると認識している。
- 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とする観点から、導入に向けた前向きな検討を進めていただくとともに、導入済の金融機関においても、高齢者等のニーズに適切に対応した金融サービスの提供に向けた取組みを継続していただきたい。

(以 上)